

第 90 回帝国議会 貴族院議事速記録第 23 号 抄

昭和 21 年 8 月 26 日 (月曜日) 午前 10 時 14 分開議

議事日程 第 23 号

昭和 21 年 8 月 26 日

午前 10 時開議

一 帝国憲法改正案 (衆議院送付)

会 議

(略)

議長 (公爵徳川家正君) 質疑の通告がございます、通告順によりこれより
順次発言を許します、高柳賢三君

〔高柳賢三君登壇〕

高柳賢三君 (略) 第四点、第 75 条第 2 項、第 76 条第 2 項の規定する裁判官の報酬については、従来我が国及び大陸諸国のような昇進制、いわゆる「プロモーション・システム」をそのまま維持する意向であるか、あるいは英米において司法権の真の独立に必要なものとされている定額報酬制を採用する御意向であるかどうか、・・・(略)

(中略)

国務大臣 (木村篤太郎君) (略) 第三点、裁判官の俸給の問題であります、これは裁判官の俸給については、法律をもって相当な額を決めることに、憲法草案によっては明らかになっているのであります、ただいま司法部の考えるところによりますと、最高裁判所の判事に対しましては、定給額、すなわち昇進制を認めない一定の額を決めて、その判事に在職中、その給料で支払っていくという考えを持っております、下級裁判所におきましては、御承知のとおりいろいろ在職年限もあることでもありますし、これはどうしても進級制を採って

いかなければならぬと考えております、しかしながら御承知のとおり進級制を採りまする以上は、往々にしてその進級を早目に求めたいという点からして、いろいろの弊害を生ずることは当然でありまするが、さような弊害を生ずることを防止するために、極めて階級を少なくいたしまして、そうして運用において、進級制に伴う弊害を除去いたしたいと考えている次第であります、・・・
(略)

* 旧字体、旧仮名遣いの原文を適宜新字体、新仮名遣いに改める等した。